

第2章 主要統計

1. 審査・審判の審査・審理期間

(1) 審査（ファーストアクション期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	9.5か月	9.5か月	9.3か月
意匠	6.1か月	6.2か月	5.9か月
商標	4.0か月	4.8か月	5.6か月

注1：特許のファーストアクション期間は、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

注2：意匠・商標のファーストアクション期間は、出願から、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

問合せ先：調整課、意匠課、商標課

(2) 審判

(a) 権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	12.5か月	13.1か月	12.6か月
意匠	7.3か月	6.8か月	6.2か月
商標	7.1か月	7.2か月	6.0か月

(b) 異議（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	2.4か月	5.8か月	7.2か月
商標	7.9か月	8.3か月	6.4か月

(c) 権利付与後の審判（審理期間）

（無効審判）

	2015年	2016年	2017年
特許・実用新案	10.5か月	10.5か月	10.6か月
意匠	16.6か月	15.5か月	9.6か月
商標	8.9か月	11.3か月	10.3か月

（訂正審判）

	2015年	2016年	2017年
特許・実用新案	2.2か月	2.7か月	2.7か月

（取消審判）

	2015年	2016年	2017年
商標	6.4か月	6.4か月	6.5か月

(d) 判定（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許・実用新案	4.9か月	3.8か月	4.6か月
意匠	13.9か月	9.9か月	7.3か月
商標	8.0か月	9.0か月	5.1か月

注：審理期間は、審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

（※1）異議申立については異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。

（※2）特許異議申立において取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

問合せ先：審判課